

2022年度「学生生活ガイド」 変更一覧

本冊子に変更が生じた場合は下記に記載します。随時確認してください。

教学部授業運営課

ページ	カテゴリー	項目	変更前	変更後	更新日
27	変 更	4学内のAED設置場所	学内には、36台のAED※が設置されています。救命措置が必要な場面に遭遇した場合は、近くの機器で措置願います。AEDの設置場所については、下記を参照してください。	学内には、35台のAED※が設置されています。救命措置が必要な場面に遭遇した場合は、近くの機器で措置願います。AEDの設置場所については、下記を参照してください。	2024年6月12日
27	削 除	4学内のAED設置場所 ADEの設置場所	16 大学7号館 3F男子トイレ前	—	2024年6月12日
46	変 更 追 加	2 証明書の種類と料金・発行窓口等 料金（円） 発行までに要する日数	在学証明書（学士・修士） 100 200 即日 2日 卒業見込証明書 100 200 即日 2日 修了見込証明書 100 200 即日 2日 成績証明書 200 400 即日 2日 教育職員免許状取得見込証明書 100 - 即日 - 在籍証明書 100 200 即日 2日 卒業証明書 100 200 即日 2日 卒業証明書（指定用紙） 100 - 3日 - 修了証明書 100 200 即日 2日 成績単位修得・履修証明書） 200 - 2日 - 62単位以上修得見込証明書 200 - 3日 - 62単位以上修得証明書 200 - 3日 - 指定保育士養成施設卒業見込証明書 100 - 3日 - 指定保育士養成施設卒業証明書 100 - 3日 - 人物証明書 200 - 7日 - 調査書 500 - - 7日 学力に関する証明書 200 - 7日 - 推薦書（進学等） 500 - 7日 -	在学証明書（学士・修士） 200 300 即日 2日 卒業見込証明書 200 300 即日 2日 修了見込証明書 200 300 即日 2日 成績証明書 300 500 即日 2日 教育職員免許状取得見込証明書 200 - 即日 - 在籍証明書 200 300 ※1 ※2 卒業証明書 200 300 ※1 ※2 卒業証明書（指定用紙） 300 400 3日 5日 修了証明書 200 300 ※1 ※2 成績単位修得・履修証明書） 300 - 2日 - 62単位以上修得見込証明書 400 - 3日 - 62単位以上修得証明書 400 - 3日 - 指定保育士養成施設卒業見込証明書 300 - 3日 - 指定保育士養成施設卒業証明書 300 - 3日 - 人物証明書 400 - 7日 - 調査書 700 - 7日 - 学力に関する証明書 400 - 7日 - 推薦書（進学等） 700 - 7日 - ※1 即日～5日 ※2 2日～5日	2024年3月28日

ページ	カテゴリー	項目	変更前	変更後	更新日
145	変 更	11記念体育館 3階	体育演習室	玉川アスレチック・デパートメント	2022年4月28日
170	変 更	玉川大学奨学金規程 第5条	2 給付額は、50万円とする。なお、奨学生は当該年度の経済支援奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。	2 給付額は、年額50万円とする。なお、奨学生は当該年度の経済支援奨学金予算内で支給できる人数を上限とする。	2022年4月28日
171	変 更	玉川大学奨学金規程 第15条	第15条 本規程に定める奨学生は、その他の奨学金制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。ただし、ファーストイヤー奨学金、玉川奨学金、経済支援奨学金、課外活動奨学金、玉川応急奨学金、小原応急奨学金相互の併用はその限りではない	第15条 本規程に定める奨学生は、その他の学内奨学金制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。ただし、ファーストイヤー奨学金、玉川奨学金、経済支援奨学金、課外活動奨学金、玉川応急奨学金、小原応急奨学金相互の併用はその限りではない。	2022年4月28日
171	追 加	玉川大学奨学金規程 第15条	—	3 経済支援奨学金は、高等教育の修学支援新制度との併用はできない。	2022年4月28日
172	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第2条	(1) 説明会は6月に開催する。	(1) 説明会等は6月に開催する。	2022年4月28日
172	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第3条	(1) 説明会は4月に開催する。ただし、学科のプログラムで留学に行っている学生については別に定める。 (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位10パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定した上で、申請書に学内奨学金推薦依頼状を添付し、担任等に送付をする。 (3) 担任等は、前号により送付された書類の学生について、申請書を確認し、申請書所定欄を記入の上、学生支援センターに提出する。 (4) 学生支援センターは、前号により提出された申請書を学部ごとに取まとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。 (5) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。 (6) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生に順位を付して、学生支援センター長に申請する。 (7) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。 (8) 奨学生の決定は、当該年度の年度末までとする。	(1) 説明会等は4月に開催する。ただし、学科のプログラムで留学に行っている学生については別に定める。 (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位10パーセント以内（小数点以下繰上げ）の学生を選定する。 (3) 学生支援センターは、申請書を学部ごとに取まとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に学生主任及び学生担当に提出する。 (4) 学生主任は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、主任会に諮り、奨学生適格者を選定し、学部長に報告する。 (5) 学部長は、前号により報告された奨学生適格者について、教授会に諮り、学部としての推薦学生に順位を付して、学生支援センター長に申請する。 (6) 学生支援センター長は、前号による申請について、学生委員会に諮り、奨学生候補者を選定し、これを学長に推薦する。 (7) 奨学生の決定は、当該年度内とする。	2022年4月28日
172	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第4条	(1) 説明会等は4月に開催する。ただし、応募状況により10月にも説明会を開催する。 (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、所属学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であることを確認する。また、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定する。	(1) 説明会等は4月に開催する。 (2) 学生支援センターは、申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、日本学生支援機構の定める収入基準（併用貸与）以下であることを確認する。また、学生及びその生計維持者の保有する資産の合計が、生計維持者が2名の場合は2,000万円、生計維持者が1名の場合は1,250万円を下回る学生を選定する。	2022年4月28日
173	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第5条	(2) 学生支援センターは、クラブ部長が推薦のうえ申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、所属学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、奨学金の受給に相当するクラブ活動の成績・成果があった学生を選定する。なお、選定基準及び相当するクラブ活動の成果については別に内規に定める。	(2) 学生支援センターは、クラブ部長が推薦のうえ申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、累積GPA順位が学科上位30%以内（小数点以下繰上げ）、かつ、奨学金の受給に相当するクラブ活動の成績・成果があった学生を選定する。なお、選定基準及び相当するクラブ活動の成果については別に内規に定める。	2022年4月27日

ページ	カテゴリー	項目	変更前	変更後	更新日
174	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第9条	(2) 学生支援センターは説明会出席者に対し、財源は株式会社タマガワイーサポートからの寄付金であること及び家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内であり、認定所得の低い者から若干名の採用であることを説明し、申請を受け付ける。なお、家計急変とは生計維持者の失職・破産・病気・死亡・離別・災害等により著しく収入が減収または支出が増大することを指し、定年退職や自己都合での退職、雇用契約期間の終了に伴う退職等は認めない。	(2) 学生支援センターは説明会出席者に対し、財源は株式会社タマガワイーサポートからの寄付金であること及び認定所得の低い者から若干名の採用であることを説明する。また、家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内の申し出であることを確認のうえ受け付ける。なお、家計急変とは生計維持者の失職・破産・病気・死亡・離別・災害等により著しく収入が減収または支出が増大することを指し、定年退職や自己都合での退職、雇用契約期間の終了に伴う退職等は認めない。	2022年4月27日
174	変 更	玉川大学奨学金規程施行細則 第10条	(1) 説明会は4月に開催をする。 (2) 学生支援センターは申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認し、申請書に学内奨学金推薦依頼状を添付し、研究指導担当教員に送付をする。 (3) 研究指導担当教員は、前号により送付された書類の学生について、申請書を確認し、申請書所定欄を記入の上、学生支援センターに提出する。 (4) 学生支援センターは、前号により提出された申請書を研究科ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に研究科長に提出する。 (5) 研究科長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、各研究科会に諮り、奨学生適格者を選定し、研究科としての推薦順位を付して、学生支援センター長に提出する。 (6) 学生支援センター長は、前号により提出された適格者を推薦者一覧表に取りまとめて、学長に推薦する。 (7) 奨学生の決定は、当該年度の7月末日までとする。	(1) 説明会等は4月に開催をする。 (2) 学生支援センターは申請のあった学生について、申請書類と学業成績を確認する。 (3) 学生支援センターは、申請書を研究科ごとに取りまとめ、申請者一覧表を作成し、申請書と共に研究科長に提出する。 (4) 研究科長は、前号により提出された申請者一覧表及び申請書をもとに、各研究科会に諮り、奨学生適格者を選定し、研究科としての推薦順位を付して、学生支援センター長に提出する。 (5) 学生支援センター長は、前号により提出された適格者を推薦者一覧表に取りまとめて、学長に推薦する。 (6) 奨学生の決定は、当該年度の7月末日までとする。	2022年4月27日
175	変 更	玉川大学学生表彰規程 第1条	2 本制度に学長賞、優秀学生賞（以下「優秀賞」という。）及び学長特別賞（以下「特別賞」という。）を設定する。	2 本制度に学長賞、優秀学生賞（以下「優秀賞」という。）、学長特別賞（以下「特別賞」という。）及び地域創生教員養成奨励賞（以下「奨励賞」という。）を設定する。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程 第2条	—	4 奨励賞は、地域創生教員養成入学試験に合格し、所定の入学手続きを経た者で入学後、教員免許状を取得した後に地元（出身高等学校所在地）で教員・保育士に名簿登載または専任採用された者を選定する。	2022年4月28日
175	追 加 変 更	玉川大学学生表彰規程	(制限) 第5条 表彰者は、重ねて選定することを制限しない。 (施行細則) 第6条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。 (事務主管) 第7条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。	(奨励金) 第5条 奨励賞の表彰者には、30万円の奨励金を授与する。 (制限) 第6条 表彰者は、重ねて選定することを制限しない。 (施行細則) 第7条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。 (事務主管) 第8条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程施行細則 第1条	第1条 この細則は、玉川大学学生表彰規程第6条に基づき、その施行に必要な事項を定める。	第1条 この細則は、玉川大学学生表彰規程第7条に基づき、その施行に必要な事項を定める。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程施行細則 第2条	—	4 奨励賞には、特に定数を定めない。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程施行細則 第3条	—	4 奨励賞は、修業年限内の卒業予定者を対象とする。	2022年4月28日

ページ	カテゴリー	項目	変更前	変更後	更新日
175	追 加 変 更	玉川大学学生表彰規程施行細則 第4条	3 学生支援センター長は、前2項による申請につき大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。 4 特別賞については、学生委員会にて候補を選定し、学生支援センター長が大学部長会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。	3 学生支援センター長は、前2項による申請に基づき学長に推薦し、学長がこれを決定する。 4 特別賞については、学生委員会にて候補を選定し、学生支援センター長は学長に推薦し、学長がこれを決定する。 5 奨励賞については、次の各号による。 (1)地域創生教員養成入学試験の合格者とする。地域創生教員養成入学試験は別に定める入学試験実施要項に基づいて実施する。 (2)入試広報部は地域創生教員養成入学試験入学者一覧を作成し、教師教育リサーチセンターに提出する。 (3)卒業年度の1月31日までに教師教育リサーチセンターに採用報告があった者を対象とする。 (4)学生支援センター長は、教師教育リサーチセンターより玉川大学学生表彰規程第2条4項に基づき選定された対象者一覧をもとに学生委員会を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程施行細則 第5条	—	4 奨励賞候補の選定は毎年2月から3月とする。	2022年4月28日
175	追 加	玉川大学学生表彰規程施行細則 第7条	—	4 奨励賞の表彰は当該年度とする。	2022年4月28日
179	変 更	学生の車両通学違反者に関する要領 第3条	(2) 再度違反者の処分内容 玉川大学学生処分規程第2条第9号に基づき、停学の処分とする (3) 違反が2回を超える違反者の処分内容 玉川大学学生処分規程第2条第9号に基づき、停学又は退学の処分とする	(2) 再度違反者の処分内容 玉川大学学生処分規程第2条第14号に基づき、停学の処分とする (3) 違反が2回を超える違反者の処分内容 玉川大学学生処分規程第2条第14号に基づき、停学又は退学の処分とする	2022年4月28日
183	変 更	学生処分規程	第2条 玉川大学（以下「本大学」という。）学生が下記の行為を行ったときは、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処することができる。ただし、第8号・9号・10号～11号の場合は原則として退学処分とする。	第2条 玉川大学（以下「本大学」という。）学生が下記の行為を行ったときは、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処することができる。ただし、第8号～11号の場合は原則として退学処分とする。	2022年4月28日
184	変 更	玉川大学障害学生支援規程	第2条 この規程において「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本大学においてその必要性が認められた学生及び本大学に入学を希望する障害のある人をいう。	第2条 この規程において「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本大学においてその必要性が認められた学生及び本大学に入学を希望する障害のある人をいう。	2022年4月28日